

地域包括支援センター運営法人募集に係る質問及び回答

質問内容は、主旨を変更しない範囲で記載を変更しているものがあります。

項番	資料名	項目	質問内容	回答
1	募集要項	3 募集圏域および職員数	地域相談窓口の設置を提案したものの令和9年度に採択されなかった場合、次年度以降の整備対象となり、提案した事業者から順次整備を進めることになるのか。	令和10年度以降の地域相談窓口の整備については、令和9年度に設置する地域相談窓口の運営状況や設置効果等を検証した上で、今後の市としての方向性を検討する予定であり、現時点では具体的なスケジュール等は未定です。 ただし、募集要項P.3に記載のとおり、今回の地域相談窓口の提案内容については、令和10年度以降の地域相談窓口の整備を検討する際の参考資料の一つとして活用する予定です。
2	募集要項	3 募集圏域および職員数	地域相談窓口について、令和9年度は2か所の設置を予定していると読み取れるが、以降の整備計画や採択時期の予定はどうなっているのか。	
3	募集要項	3 募集圏域および職員数	地域相談窓口を設置しない前提で応募した場合、委託期間中に地域相談窓口の拡充方針が示された際は、今回応募時に設置提案を行っていないことから、委託期間中に新たに設置することはできないという解釈になるのか。また、その場合は改めて地域相談窓口の公募を実施するのか。	
4	募集要項	3 募集圏域および職員数	令和10年4月1日から地域相談窓口の設置・運営を受託する場合、設置に関する依頼はいつ頃行われる予定か。	
5	募集要項	3 募集圏域および職員数	地域包括支援センターは小学校区単位、地域相談窓口は連合自治会単位で担当区域が設定されているが、このように異なる区域設定とした理由は何か。また、地域との連携や運営面において、どのような効果を期待しているのか。	地域包括支援センターと地域相談窓口の担当圏域は同一です。なお、校区自治連合会数は地域相談窓口の担当区域を示すものではなく、地域特性評価における指標の一つです。 地域相談窓口には、地域住民や関係機関との顔の見える関係の構築を進め、地域におけるネットワーク構築を推進する役割を期待しています。そのため、地域活動の重要な主体である校区自治連合会との連携も重要となることから、地域特性評価の指標の一つとして校区自治連合会数を設定しています。 また、地域によっては小学校区と校区自治連合会の区域が必ずしも一致しないことから、評価指標としては小学校区数ではなく校区自治連合会数を用いています。
6	募集要項	3 募集圏域および職員数	相談窓口の設置を提案した場合、開設準備期間は、1月から準備を開始すると約3か月、決定通知後から準備を開始すると約4か月となる。流動的な状況の中で、賃貸借契約や職員確保が4月1日に間に合わなかった場合は、設置済みとして取り扱われ、委託費の減額等の対象となるのか。	地域相談窓口設置圏域として選定された場合は、提案内容に基づき地域相談窓口設置及び職員配置を行い、令和9年4月1日から運営を開始していただく必要があるため、確保の見込みがある物件や人員を前提とした実現可能な計画を提案してください。 万が一、想定外の事由により地域相談窓口を開設できない場合は、当該部分に相当する委託料を減額します。

項番	資料名	項目	質問内容	回答
7	募集要項	3 募集圏域および職員数	地域相談窓口について、堺市全域で設置を必要としているのか。既に基幹型の相談窓口が設置されているが、設置エリアなど制限がかかることはないのか。	①地域相談窓口設置に係る今後の予定について 令和9年度に設置する地域相談窓口の運営状況や設置効果等を検証したうえで、他圏域への展開について検討していく予定です。 ②地域相談窓口の設置制限について 今回の公募では、募集要項P3に記載の市北部エリア及び市南部エリアとして示した圏域を設置候補としており、基幹型地域包括支援センターが設置されていることを理由に地域相談窓口の設置を制限することはありません。
8	募集要項	6 人員配置	本センター職員と地域相談窓口職員が相互に連携し、本センターと地域相談窓口を行き来しながら一体的に運営することは可能か。また、勤務表はそれぞれ別に作成・管理する必要があるのか。	募集要項P.3～4「【表1】募集圏域及び職員数」に定める配置基準を満たしていれば、職員の配置先を固定せず職員が一定の周期で本センターと地域相談窓口を行き来する、といった運営も可能です。勤務表の作成単位及び管理方法は市からは指定しませんので、事業者でご判断ください。
9	募集要項	6 人員配置	地域相談窓口を設置する場合、本センター5名、地域相談窓口2名の計7名が最低配置人数とされているが、例えば本センター4名、地域相談窓口3名とするなど、実情に応じた柔軟な職員配置は可能か。	本センター及び地域相談窓口の最少配置人数は、募集要項P.3～4の「【表1】募集圏域及び職員数」に記載のとおりです。「本センター5名・地域相談窓口2名」と定めている圏域では、本センターに4名、地域相談窓口に3名といった配置はできません。ただし、本センター、地域相談窓口ともに募集要項に定める最少配置人数を上回る人数を配置することは可能です。
10	募集要項	7 業務対応時間(2)	休日及び夜間対応について、センターに求められる「必要に応じて訪問等の対応が可能な緊急連絡体制」に係る、具体的な基準は示されるのか。それとも、対応の要否はセンターの判断に委ねられるのか。また、24時間体制とは、常に連絡が取れる体制を指すとの認識でよいのか。あわせて、休日・夜間対応における行政との連絡体制はあるのか。さらに、これまでと同様の運用実績で差し支えないのか。	募集要項に記載している「休日・夜間においても連絡がつき、必要に応じて訪問等の対応が可能な緊急連絡体制」とは、休日・夜間においても緊急的な相談等に対応できる連絡体制を確保し、事案の状況や緊急性に応じて必要な対応を行うことを求めるものです。 「訪問等の対応」の要否について、市が一律の判断基準を設ける予定はありません。個別事案の状況や緊急性を踏まえ、地域包括支援センターにおいて適切に判断してください。 また、「24時間対応」とは、休日・夜間を含めて連絡が取れる体制を確保することを想定しており、事務所に職員を常時配置することまで求めるものではありません。 なお、重大な事案等で市への報告や連携が必要と判断される場合は、基幹型地域包括支援センターと調整のうえ、各区の運用に基づき各区地域福祉課へご連絡ください。
11	募集要項	8 設置場所及び設備等(1) (イ)	募集要項8(1)(イ)では、地域相談窓口は本センターと異なる中学校区への設置を基本とされているが、中学校区は異なるものの本センターと非常に近接しているケースや、同一中学校区でも距離が離れているケース、圏域が分断されているケースもある。 基本とする位置関係に問題がある場合は、設置場所について柔軟な取扱いが可能か。	本センターとは別の中学校区への設置を基本としますが、地域の実情や地理的条件等を踏まえ、総合的に判断します。
12	募集要項	8 設置場所及び設備等(2) (ア)	地域相談窓口の設置場所に関する留意事項において、「建築基準法その他の法令等を遵守すること」とされているが、「その他の法令等」にはどのようなものが含まれるのか。	建築基準法以外に、消防法等、設置場所や施設規模等に応じて、関係法令等が適用される場合があります。適用の有無については応募法人において事前十分にご確認ください。地域相談窓口の設置圏域として選定された場合は、応募法人において、必要な協議、届出及び許認可等の手続を適切に行っていただくことになります。

項番	資料名	項目	質問内容	回答
13	募集要項	9 委託料等	地域相談窓口を新たに設置した場合、初年度のみ1,500千円の加算が適用されるとの理解でよいのか。また、地域相談窓口の事務所賃借料については、委託契約期間中、年間上限1,200千円まで加算対象となるとの理解でよいのか。	地域相談窓口を新たに設置した場合は、初期費用として1,500千円を初年度のみ加算します。地域相談窓口の事務所賃借料については、1,200千円／年を上限に実費を加算します。
14	募集要項	9 委託料等	予算書については、本センター分と地域相談窓口分をそれぞれ分けて作成する必要があるのか。	本センターと地域相談窓口は一体的に運営するものであるため、予算書はまとめて作成していただいて差し支えありません。
15	募集要項	11 応募手続き等（3）	公募書類の提出について、紙媒体と電子データの双方を提出することとされているが、電子データは正本データのみを提出すればよいのか。	正規データに加えてマスキング後のデータもご提出ください。
16	募集要項	13 選定（1）	プレゼンテーションは圏域に1ヶ所のみの応募であった場合でも実施するのか。	募集要項P.10に記載のとおり、募集圏域に対し応募者が1法人のみの場合は書類審査のみを実施し、複数応募があった場合は書類審査に加えてプレゼンテーションによる審査を実施します。なお、堺市で地域包括支援センターの運営を過去に受託した実績がない法人については、募集圏域に対する応募が1法人のみの場合であっても、書類審査に加えてプレゼンテーションによる審査も実施します。
17	地域相談窓口説明資料	2 地域相談窓口に期待する役割	本センターと地域相談窓口の役割分担について、説明資料のみでは十分に理解できない。本センターと地域相談窓口がそれぞれ設置されている区域を担当するのか、あるいは配置職種ごとに役割分担を行うのかなど、具体的な運営イメージを示してほしい。	本センターと地域相談窓口は同一の機能を有し、担当圏域全体を対象として一体的に運営するものであることから、地域相談窓口が担当する中学校区や配置する職種、業務等を応募時点で本市が限定することは考えておりません。なお、本センターと地域相談窓口の配置職種や業務の具体的な実施方法については各法人の提案によるものとしますが、本センターと地域相談窓口が緊密に情報共有及び連携を図り、圏域全体において一体的な運営を行ってください。
18	地域相談窓口説明資料	4 本センターとの連携	地域相談窓口の運営にあたっては、情報共有や業務分担など本センターと緊密に連携し一体的に運営することあるが、本センターと地域相談窓口で、地域活動や緊急対応等において人員が不足する場合、両拠点間で職員を相互に応援配置することは可能か。	本センター及び地域相談窓口は担当圏域全体を対象として一体的に運営するものであり、募集要項に定める職員配置基準が満たされている状態であれば、業務の具体的な実施方法については各法人でご判断いただいて差し支えありません。 〈関連質問〉No.8、No.9、No.17

項番	資料名	項目	質問内容	回答
19	地域包括支援センター選定基準	I. 法人に関する事項	既存運営法人の過去の実績は評価対象となるのか。それとも、選定は申請書類の内容のみに基づいて行うのか。例えば、地域貢献度が高く事業評価も良好な法人は高く評価される一方、人員確保が困難で委託費の返還実績がある法人は評価に影響するのか。	審査は、「地域包括支援センター選定基準」に基づき行います。 地域包括支援センター運営実績や提案内容の実現可能性についても評価の対象としています。 具体的な評価項目及び評価の視点は「地域包括支援センター選定基準」をご確認ください。
20	地域相談窓口設置圏域選定基準	I. 地域特性評価 II. 提案内容評価	地域相談窓口設置圏域の選定において、地域特性評価と提案内容評価のどちらをより重視するのか。また、提案内容によって地域特性評価の差を補うことは可能か。	募集要項P.10 の(2)審査項目及び配点に記載のとおり、地域特性評価と提案内容評価の配点はいずれも250点です。いずれか一方を優先するものではなく、両項目を総合的に評価して圏域を選定します。 なお、地域特性評価の得点が他の候補圏域に比べて低い場合でも、提案内容評価の得点が高ければ、総合点が他の候補圏域を上回る余地はあると想定しています。
21	地域相談窓口設置圏域選定基準	II. 提案内容評価	地域相談窓口の設置場所の評価基準として示されている「日常生活上、利便性が高い場所」とは、どのような施設（商業施設、医療機関等）へのアクセスを想定しているのか。	「日常生活上、利便性が高い場所」とは、応募圏域の地域住民が日常的に利用する商業施設、医療機関、金融機関等に近接するなど、住民が日常生活の中で立ち寄りやすい場所を想定しています。
22	応募書類様式第4号	各業務の方針・計画	選定基準の評価の視点について、地域の実情や課題を踏まえ達成すべき目標とあるが、これはこれまでの達成目標とこれからの目標の両方を記入する形でよいのか。	達成すべき目標は、地域の実情や課題を踏まえ、その地域を今後どのような状態にしていきたいかについて、法人のこれまでの取組や実績、強み等も交えて具体的に記載してください。
23	応募書類様式第7号	地域相談窓口の実施体制	公募参加申込書には地域相談窓口設置の有無を選択する欄があるが、公募参加申込時の内容を応募書類提出時に変更することは可能か。例えば、「設置あり」で申し込んだ後に「設置なし」で応募すること、またはその逆は可能か。	「堺市地域包括支援センター運営法人公募参加申込書（以下「申込書」という。）」で設置提案「有」としていた場合でも、例えば提案内容を具体的に検討する中で、令和9年4月からの実施が現実的に考えて極めて困難なことが判明した場合など、地域相談窓口の設置提案を行うことが不可能となった場合は、応募書類提出の段階で地域相談窓口の設置提案を見送ることもやむを得ないと考えます。 ただし、申込書で設置提案「無」を選択している場合は、申込書の受付期間経過後に設置提案「有」に変更することはできません。
24	応募書類様式第7号	地域相談窓口の実施体制	地域相談窓口の設置について、公募参加申込時に設置予定としていなかった場合でも、応募書類提出時に設置予定として記載することは可能か。また、逆に公募参加申込時には設置予定としていたものの、応募書類提出時に設置しない内容へ変更することは可能か。	

項番	資料名	項目	質問内容	回答
25	応募書類様式第7号	地域相談窓口の実施体制	地域相談窓口は、公募により受託事業者が選定された後に設置準備を進めることとなるため、応募時点では実際の物件を賃借・確保しておくことが困難であると考えている。この場合、所在地、最寄駅・バス停、物件の形態、階数、平面図、位置図等については、設置を予定している候補物件をもとに記載・添付することで差し支えないか。また、候補物件が未確定の場合は、設置予定地域や物件の条件等を記載することで足りるのか、応募時点で求められる具体性の程度を示してほしい。 また、地域相談窓口に配置する職員についても、応募時点では最終的な人事配置が確定していないことが想定される。この場合、職員の配置については予定している体制を記載することでよいのか。併せて、応募時点で職員氏名まで確定していることが必要なのか、それとも職種や資格要件を満たす予定者の記載で足りるのか。	設置場所について、賃貸借契約締結等の必要な手続きが応募時点で全て完了していることまでを求めるものではありませんので、応募時点で想定している候補物件についての記載で問題ありません。 職員体制に関しても、応募時点で配置する職員を確定させる必要はありませんが、募集要項に定める配置基準を踏まえた具体的な配置計画を記載してください。 なお、地域相談窓口設置圏域として選定された場合は、提案内容に基づき地域相談窓口の設置及び職員配置を行っていただく必要があるため、確保の見込みがある物件や人員を前提とした実現可能な計画とした上で、確保の見込みがどの程度あるのかも含めてを提案書に記載してください。
26	応募書類様式第7号	地域相談窓口の実施体制	現時点で地域相談窓口を設置するための人員や設備が整っていない場合、提案そのものがないという解釈でよいのか。例えば、現時点では人員や設備の確保が困難であっても、将来的な設置構想がある場合、その内容をもって審査することは可能か。	
27	応募書類様式第7号	地域相談窓口の実施体制	様式第7号について、地域相談窓口を設置する校区が現時点で確定していない場合、設置場所に関する各項目はどのような内容を記載すればよいのか。	
28	応募書類様式第7号	地域相談窓口の実施体制	地域相談窓口の設置場所については、応募時点で具体的な候補地を示すことで足りるのか。それとも、賃貸借契約書や使用承諾書等、確保を証明する資料の提出は必要か。	
29	応募書類様式第7号、第8号	地域相談窓口の実施体制 他	応募する圏域に地域相談窓口の設置予定が示されていない場合、地域相談窓口の設置を提案しない場合であっても、様式第7号及び様式第8号の提出は必要か。	東第2圏域と美原第1圏域は、令和9年度の地域相談窓口設置対象圏域ではありませんので、様式第7号及び様式第8号の提出は不要です。
30	応募書類様式第7号、第8号	地域相談窓口の実施体制 他	地域相談窓口の設置予定のない地域包括支援センターについては、記入する必要性はないという認識でよいのか。	
31	その他	-	各圏域における公募の申し込み状況等は7月29日以降に示されるのか。	公正な選定手続を確保するため、各圏域の公募参加申込状況を公表する予定はありません。なお、選定結果については、各応募法人へ結果を通知した上で、令和8年11月頃に市ホームページで公表する予定です。